

四半期報告書

(第43期第3四半期)

住商情報システム株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	27
3 【役員の状況】	27
第5 【経理の状況】	28
1 【四半期連結財務諸表】	29
2 【その他】	44
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	45

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第43期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 住商情報システム株式会社

【英訳名】 Sumisho Computer Systems Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 中井戸信英

【本店の所在の場所】 東京都中央区晴海1丁目8番12号

【電話番号】 03-5166-2500

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 松田康明

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区豊洲3丁目2番20号

【電話番号】 03-5166-2500

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 松田康明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第42期 第3四半期 連結累計期間	第43期 第3四半期 連結累計期間	第42期 第3四半期 連結会計期間	第43期 第3四半期 連結会計期間	第42期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	91,182	93,589	29,739	30,971	127,317
経常利益 (百万円)	3,939	3,798	1,821	1,210	7,188
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,731	2,170	942	628	3,242
純資産額 (百万円)	—	—	90,964	92,817	92,683
総資産額 (百万円)	—	—	112,537	117,179	117,545
1株当たり純資産額 (円)	—	—	1,814.36	1,850.39	1,847.95
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	34.66	43.44	18.87	12.59	64.90
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	34.62	43.36	18.84	12.56	64.83
自己資本比率 (%)	—	—	80.5	78.9	78.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,569	6,078	—	—	6,688
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,866	△3,397	—	—	△6,786
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,848	△2,198	—	—	△3,004
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	27,141	26,588	26,202
従業員数 (名)	—	—	3,532	3,536	3,480

(注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	3,536
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	3,259
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当第3四半期連結会計期間における販売実績について、報告セグメントごとの販売実績(外部顧客への販売高)は、次のとおりであります。

	販売高(百万円)
流通・製造ソリューション事業	8,029
金融・ERPソリューション事業	6,284
グローバルソリューション事業	3,786
プラットフォームソリューション事業	11,357
その他	1,513
合計	30,971

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3 各報告セグメントの概要につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 セグメント情報等」をご参照ください。

また、生産実績・受注実績・販売実績について、サービス特性により分類したソフトウェア開発・情報処理・システム販売に分類すると、次のとおりであります。

(1) 生産実績

	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
ソフトウェア開発	11,451	17.8
情報処理	9,102	1.8
システム販売	10,844	△1.1
合計	31,397	6.0

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

上記各区分の概要は以下のとおりであります。

ソフトウェア開発：広範な業種の顧客に対する、最新の情報通信技術と長年蓄積された豊富な業務ノウハウによる、一貫した信頼性の高いトータルソリューションサービスの提供

情報処理：専用データセンターの構築・運営管理並びに、長年の経験と培われたノウハウ、「ISO9001」をベースにした運用管理技術による、安全で、信頼性の高いコンピュータ、通信ネットワークシステムの保守・運用サービスなどの提供

システム販売：各メーカーの各種サーバ、クライアント機器、ストレージ機器、通信ネットワーク関連機器及びパッケージ・ソフトウェア商品等を組み合わせたソリューションの提供

(2) 受注実績

	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
ソフトウェア開発	10,866	12.7	10,119	0.0

- (注) 1 情報処理・システム販売については、把握が困難なため省略しております。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
ソフトウェア開発	11,026	12.0
情報処理	9,099	1.9
システム販売	10,844	△1.1
合計	30,971	4.1

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 主な相手先別の販売実績(直接販売)及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
住友商事㈱	3,623	12.2	3,807	12.3

- 3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、年度当初からの輸出の増加や企業業績の回復など景気持ち直しの動きはあったものの、円高の進行、また、政府の各種景気対策の終了を背景に足踏み状態ともいえる状況でありました。一方、今後の景気動向としては、中国をはじめとする新興国経済の堅調さ、また、国内個人消費の底堅さを背景に、さらなる企業業績の回復が期待できる状況でありました。

当業界を取り巻く経営環境としては、昨年度終盤から堅調に推移したハード・ソフトといったITプロダクトに対する更新投資については、その基調を概ね維持しつつも、円高の進行を中心にした企業の事業環境の不透明感を反映して、予算執行に対しての慎重姿勢も見受けられます。一方、ソフト開発ビジネスについては、リーマンショック後、IT投資の中止・縮小が続く中、相当数の顧客企業において、ソフト開発投資の本格的再開に向けた検討が進められてきました。各企業におけるIT投資全般に対しての慎重姿勢は依然として変わらないものの、いくつかの大型商談を含めディールフローの増加を背景に、ソフト開発案件の受注状況は回復傾向を示しつつあります。

こうした状況下、当社グループの当第3四半期連結会計期間の連結業績につきましては、製造業向け売上が減少したものの、流通業向け等のITプロダクト販売が増加したことに加え、金融業、流通業向け等のソフト開発売上が増加したことにより、売上高は前年同期比4.1%増の30,971百万円となりました。利益面においては、販売管理費の一部削減を行ったものの、営業利益は前年同期比9.4%減の1,140百万円となりました。四半期純利益は、投資有価証券売却益の計上があったものの、東京事務所移転にかかる特別損失の計上等により、前年同期比33.3%減の628百万円となりました。

セグメントの状況は以下のとおりであります。

流通・製造ソリューション事業

流通業向け等の案件が堅調に推移しました。売上高は8,110百万円、セグメント利益は246百万円となりました。

金融・ERPソリューション事業

金融ソリューション事業についてはソフト開発案件を中心に引き続き堅調に推移しました。一方、ERPソリューション事業については、サービス業・流通業向けの案件が好調であったものの、製造業向け案件需要は比較的低調に推移しました。セグメント全体の売上高は6,333百万円、セグメント利益は93百万円となりました。

グローバルソリューション事業

流通業向け案件需要が拡大しました。売上高は3,855百万円、セグメント利益は385百万円となりました。

プラットフォームソリューション事業

製造業向け等の案件需要が低位に推移した一方で、流通業向けの案件は堅調な動きとなりました。売上高は12,307百万円、セグメント利益は580百万円となりました。

その他

売上高は1,519百万円、セグメント損失は28百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、第2四半期連結会計期間末より352百万円増加し、26,588百万円となりました。なお、前連結会計年度末と比べると385百万円増加しております。各キャッシュ・フローの増減状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動の結果、前年同四半期より2,036百万円減少し、1,055百万円の増加となりました。

主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益1,081百万円、減価償却費888百万円、仕入債務の増加による資金の増加1,397百万円によるものであります。主な減少要因は、たな卸資産の増加による資金の減少2,064百万円によるものであります。

なお、当第3四半期連結累計期間では、6,078百万円の増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動の結果、前年同四半期より1,807百万円増加し、347百万円の増加となりました。

主な増加要因は、投資有価証券の売却及び償還による収入1,121百万円、敷金及び保証金の回収による収入1,154百万円によるものであります。主な減少要因は、東京事務所の一部移転等にかかる有形固定資産の取得1,196百万円、ソフトウェア等の無形固定資産の取得505百万円によるものであります。

なお、当第3四半期連結累計期間では、3,397百万円の減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動の結果、前年同四半期より75百万円減少し、1,016百万円の減少となりました。

主な減少要因は、平成23年3月期中間配当金(1株当たり16円)の支払803百万円によるものであります。

なお、当第3四半期連結累計期間では、2,198百万円の減少となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は112百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に一部完了した東京事務所の一部移転にかかる設備の新設は、平成22年10月に全て完了いたしました。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	54,291,447	54,291,447	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に 何ら限定のない当社における標準と なる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	54,291,447	54,291,447	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

① 平成19年6月27日開催の定時株主総会及び取締役会の決議によるストック・オプション制度

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	330(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,461(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,461 資本組入額 1,231
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員の地位にあることを要す。 ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 その他権利行使の条件は、平成19年6月27日開催の平成19年3月期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4 組織再編成行為時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

5 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

② 平成19年6月27日開催の定時株主総会及び取締役会の決議によるストック・オプション制度(株式報酬型ストック・オプション)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	128(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,800(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年7月28日～平成39年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>行使期間内において、新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から2年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>上記にかかわらず平成37年7月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成37年8月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、平成19年6月27日開催の平成19年3月期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、1円とする。
- 4 組織再編成行為時の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 5 新株予約権の取得条項
 - ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

③ 平成20年6月26日開催の定時株主総会及び取締役会の決議によるストック・オプション制度

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	505(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,964(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日～平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,964 資本組入額 982
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員の地位にあることを要す。</p> <p>ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>その他権利行使の条件は、平成20年6月26日開催の平成20年3月期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4 組織再編成行為時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

5 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

④ 平成20年6月26日開催の定時株主総会及び取締役会の決議によるストック・オプション制度(株式報酬型ストック・オプション)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	206(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,600(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月30日～平成40年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	行使期間内において、新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から2年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。 上記にかかわらず平成38年7月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成38年8月1日以降新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。 その他権利行使の条件は、平成20年6月26日開催の平成20年3月期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、1円とする。
- 4 組織再編成行為時の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 5 新株予約権の取得条項
 - ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑤ 平成21年6月25日開催の定時株主総会及び取締役会の決議によるストック・オプション制度

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	535(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,564(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日～平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,564 資本組入額 782
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員の地位にあることを要す。</p> <p>ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>その他権利行使の条件は、平成21年6月25日開催の平成21年3月期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4 組織再編成行為時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

5 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑥ 平成21年6月25日開催の定時株主総会及び取締役会の決議によるストック・オプション制度(株式報酬型ストック・オプション)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	311(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,100(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年7月31日～平成41年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	行使期間内において、新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から2年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。 上記にかかわらず平成39年7月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成39年8月1日以降新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。 その他権利行使の条件は、平成21年6月25日開催の平成21年3月期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、1円とする。
- 4 組織再編成行為時の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 5 新株予約権の取得条項
 - ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 平成22年6月25日開催の定時株主総会及び取締役会の決議によるストック・オプション制度

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	500(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,376(注)3
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日～平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,376 資本組入額 688
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員の地位にあることを要す。</p> <p>ただし、新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員を、任期満了による退任または当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>この場合、新株予約権者は、当該事由が発生した日もしくは平成24年7月1日のいずれか遅い日より1年間(ただし、権利行使期間内とする)に限り権利を行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>その他権利行使の条件は、平成22年6月25日開催の平成22年3月期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4 組織再編成行為時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

5 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑧ 平成22年6月25日開催の定時株主総会及び取締役会の決議によるストック・オプション制度(株式報酬型ストック・オプション)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	454(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年7月31日～平成42年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	行使期間内において、新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。 上記にかかわらず平成40年7月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成40年8月1日以降新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。 その他権利行使の条件は、平成22年6月25日開催の平成22年3月期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、1円とする。
- 4 組織再編成行為時の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 5 新株予約権の取得条項
 - ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日	—	54,291,447	—	21,152	—	31,299

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,089,400 (相互保有株式) 普通株式 3,300	—	権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,091,700	500,917	同上
単元未満株式	普通株式 107,047	—	同上
発行済株式総数	54,291,447	—	—
総株主の議決権	—	500,917	—

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式29株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 住商情報システム株式会社	東京都中央区晴海 1丁目8番12号	4,089,400	—	4,089,400	7.53
(相互保有株式) 株式会社パイオニア・ソフト	福岡県福岡市南区 清水4丁目22番16号	3,300	—	3,300	0.01
計	—	4,092,700	—	4,092,700	7.54

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,593	1,684	1,413	1,385	1,396	1,368	1,270	1,342	1,468
最低(円)	1,315	1,270	1,230	1,231	1,273	1,240	1,143	1,152	1,227

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,698	1,943
受取手形及び売掛金	※3 22,417	25,574
有価証券	22	—
商品及び製品	3,934	3,337
仕掛品	※2 1,728	※2 1,395
原材料及び貯蔵品	7	10
預け金	24,889	24,258
その他	6,347	6,003
貸倒引当金	△2	△2
流動資産合計	61,044	62,521
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 14,202	※1 12,058
土地	14,667	14,667
その他（純額）	※1 4,177	※1 3,232
有形固定資産合計	33,048	29,959
無形固定資産		
のれん	436	496
その他	5,966	5,722
無形固定資産合計	6,402	6,218
投資その他の資産		
その他	16,820	19,012
貸倒引当金	△137	△166
投資その他の資産合計	16,683	18,845
固定資産合計	56,134	55,023
資産合計	117,179	117,545

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 8,701	11,095
未払法人税等	28	938
賞与引当金	446	1,657
役員賞与引当金	25	78
工事損失引当金	※2 491	※2 57
本社移転関連費用引当金	—	342
資産除去債務	18	—
その他	11,291	8,623
流動負債合計	21,003	22,793
固定負債		
退職給付引当金	111	113
役員退職慰労引当金	31	36
資産除去債務	883	—
その他	2,331	1,918
固定負債合計	3,358	2,068
負債合計	24,362	24,862
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,152	21,152
資本剰余金	31,299	31,299
利益剰余金	48,740	48,176
自己株式	△8,719	△8,727
株主資本合計	92,473	91,902
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	787	979
繰延ヘッジ損益	△121	△2
為替換算調整勘定	△697	△565
評価・換算差額等合計	△31	411
新株予約権	182	147
少数株主持分	192	221
純資産合計	92,817	92,683
負債純資産合計	117,179	117,545

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	91,182	93,589
売上原価	70,564	73,447
売上総利益	20,618	20,141
販売費及び一般管理費	※1 17,432	※1 16,540
営業利益	3,185	3,601
営業外収益		
受取利息	150	101
受取配当金	508	55
持分法による投資利益	43	76
その他	105	74
営業外収益合計	808	308
営業外費用		
支払利息	13	17
投資事業組合運用損	1	49
事務所移転関連費用	25	—
和解金	—	19
その他	12	24
営業外費用合計	54	111
経常利益	3,939	3,798
特別利益		
固定資産売却益	8	0
投資有価証券売却益	0	508
新株予約権戻入益	—	5
特別利益合計	8	514
特別損失		
固定資産除却損	71	67
固定資産売却損	5	3
ソフトウェア一時償却額	375	—
投資有価証券売却損	0	—
投資有価証券評価損	9	—
関係会社株式評価損	7	—
退職給付制度終了損	26	—
のれん償却額	※2 699	—
減損損失	220	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	40
移転関連費用	—	470
特別損失合計	1,417	583
税金等調整前四半期純利益	2,530	3,729
法人税、住民税及び事業税	1,179	868
法人税等調整額	△352	719
法人税等合計	826	1,588
少数株主損益調整前四半期純利益	—	2,140
少数株主損失(△)	△27	△29
四半期純利益	1,731	2,170

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	※2 29,739	※2 30,971
売上原価	22,994	24,366
売上総利益	6,745	6,604
販売費及び一般管理費	※1 5,487	※1 5,464
営業利益	1,257	1,140
営業外収益		
受取利息	43	30
受取配当金	483	8
持分法による投資利益	24	24
その他	26	28
営業外収益合計	577	92
営業外費用		
支払利息	1	6
投資事業組合運用損	0	0
為替差損	7	11
その他	3	4
営業外費用合計	13	22
経常利益	1,821	1,210
特別利益		
固定資産売却益	4	0
投資有価証券売却益	0	208
投資有価証券評価損戻入益	29	—
関係会社株式評価損戻入益	9	—
特別利益合計	43	209
特別損失		
固定資産除却損	0	36
固定資産売却損	—	0
投資有価証券売却損	0	—
投資有価証券評価損	2	—
減損損失	126	—
移転関連費用	—	301
特別損失合計	130	337
税金等調整前四半期純利益	1,735	1,081
法人税、住民税及び事業税	△133	△477
法人税等調整額	943	937
法人税等合計	809	459
少数株主損益調整前四半期純利益	—	621
少数株主損失(△)	△17	△7
四半期純利益	942	628

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,530	3,729
減価償却費	2,334	2,559
のれん償却額	845	69
減損損失	220	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△74	△25
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△24	△2
本社移転関連費用引当金の増減額 (△は減少)	—	△342
前払年金費用の増減額 (△は増加)	163	208
固定資産除却損	71	67
固定資産売却損益 (△は益)	△3	3
ソフトウェア一時償却額	375	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	9	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	0	△508
関係会社株式評価損	7	—
持分法による投資損益 (△は益)	△43	△76
株式報酬費用	45	50
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	40
受取利息及び受取配当金	△659	△157
売上債権の増減額 (△は増加)	4,815	3,061
たな卸資産の増減額 (△は増加)	132	△933
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,777	△2,351
役員賞与の支払額	△57	△78
その他	△63	2,334
小計	8,851	7,650
利息及び配当金の受取額	793	270
利息の支払額	△13	△17
法人税等の支払額	△3,061	△1,825
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,569	6,078
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の売却及び償還による収入	1,521	—
有形固定資産の取得による支出	△1,319	△3,411
有形固定資産の売却による収入	170	1
無形固定資産の取得による支出	△2,461	△1,378
投資有価証券の取得による支出	△2,606	△5
投資有価証券の売却及び償還による収入	0	1,762
事業譲受による支出	△7	△5
敷金及び保証金の差入による支出	△1,346	△1,326
敷金及び保証金の回収による収入	—	1,154
資産除去債務の履行による支出	—	△269
その他	182	80
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,866	△3,397

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入金の返済による支出	△92	—
社債の償還による支出	△750	—
リース債務の返済による支出	△398	△590
自己株式の取得による支出	△0	△1
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△1,606	△1,606
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,848	△2,198
現金及び現金同等物に係る換算差額	18	△96
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,126	385
現金及び現金同等物の期首残高	29,267	26,202
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 27,141	※ 26,588

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
1 連結の範囲に関する事項の変更	連結子会社のSCSビジネスサポート㈱については、平成22年4月1日付にて当社に吸収合併いたしました。また、連結子会社の㈱カールについては、平成22年6月1日付にて当社に吸収合併いたしました。 朝日アイティソリューション㈱については、平成22年9月17日付にて清算終了したことにより、連結子会社から除外しております。
2 会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	前第3四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「敷金及び保証金の回収による収入」は重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「敷金及び保証金の回収による収入」は103百万円であります。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
棚卸資産の評価方法 当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 14,198 百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 13,988 百万円
※2 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品のうち、工事損失引当金に対応する額は490百万円であります。	※2 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品のうち、工事損失引当金に対応する額は57百万円であります。
※3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が当第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 49百万円 支払手形 82 〃	※3 _____

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりです。 給与及び賞与 7,889百万円 福利厚生費 1,356 〃 設備賃借料 899 〃 減価償却費 679 〃 業務委託費 1,100 〃 旅費交通費 557 〃 賞与引当金繰入額 186 〃 役員賞与引当金繰入額 72 〃	※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりです。 給与及び賞与 7,654百万円 福利厚生費 1,381 〃 設備賃借料 911 〃 減価償却費 724 〃 業務委託費 1,017 〃 旅費交通費 513 〃 賞与引当金繰入額 177 〃 役員賞与引当金繰入額 25 〃
※2 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第32項の規定に基づき、のれんを追加償却したものであります。	※2 _____

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりです。 給与及び賞与 2,364百万円 福利厚生費 428 〃 設備賃借料 287 〃 減価償却費 253 〃 業務委託費 330 〃 旅費交通費 197 〃 賞与引当金繰入額 186 〃 役員賞与引当金繰入額 24 〃	※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりです。 給与及び賞与 2,355百万円 福利厚生費 439 〃 設備賃借料 371 〃 減価償却費 190 〃 業務委託費 311 〃 旅費交通費 175 〃 賞与引当金繰入額 177 〃 役員賞与引当金繰入額 8 〃
※2 当社グループの四半期業績の特性について 我が国では、事業年度を4月から3月までと定めている企業が多いため、システムの導入・検収が年度の節目である9月及び3月に集中する傾向があります。このため、請負契約を除く売上高計上基準として、主として「検収基準」を採用している当社グループの業績にも季節的変動があり、売上高、利益とも第2・4四半期に集中する傾向があります。	※2 当社グループの四半期業績の特性について 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 2,364百万円 預け金勘定 24,776 〃 現金及び現金同等物 27,141 〃	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 1,698百万円 預け金勘定 24,889 〃 現金及び現金同等物 26,588 〃

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	54,291,447

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	4,333,329

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	—	—	182
合計		—	182

(注) 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載の⑤、⑦は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	803	16	平成22年3月31日	平成22年6月11日
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	803	16	平成22年9月30日	平成22年12月1日

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社及び連結子会社は、ソフトウェアの開発及び情報処理サービスの提供、システム販売並びに情報通信ネットワークの構築・運営管理を中心にITサービス事業を行っており、これらの営業活動は単一の事業分野に属するものと判断しておりますので、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社は、当社の組織構成単位である事業部門に応じて報告セグメントを設定しております。取締役会並びに代表取締役社長は、経営資源の配分の決定及び業績の評価等を当該組織構成単位にて行っており、各事業部門の事業推進には、経営者の意思決定が直接に反映されております。

当社の事業部門は、顧客特性も勘案しながらITサービスの事業別に設置されており、各事業部門は、取り扱うサービス事業について全社的な事業戦略の企画立案を行い、事業活動を推進しております。この事業部門に応じて設定される報告セグメントは、「流通・製造ソリューション事業」、「金融・ERPソリューション事業」、「グローバルソリューション事業」及び「プラットフォームソリューション事業」の4つのセグメントであり、前記以外の事業については「その他」として記載しております。

各セグメントの事業内容等は以下のとおりであります。

- ① 「流通・製造ソリューション事業」：「流通・製造ソリューション事業部門」における推進事業に対応し、流通・製造業を中心とした、業種固有のシステムニーズに対応したITサービスの提供を行う事業
- ② 「金融・ERPソリューション事業」：「金融・ERPソリューション事業部門」における推進事業に対応し、金融業固有のITサービスニーズに応えるとともに、一般企業向けに、自社開発の「ProActive」を含む、経営意思決定サポートソリューションであるERP(統合基幹業務)システムの提供を行う事業
- ③ 「グローバルソリューション事業」：「グローバルソリューション事業部門」における推進事業に対応し、住友商事グループを含む、グローバルに事業を展開する顧客に対し、日本・米州・欧州・中国・アセアンの5極を結ぶ当社の海外ネットワークを活用したITサービスの提供を行う事業
- ④ 「プラットフォームソリューション事業」：「プラットフォームソリューション事業部門」における推進事業に対応し、顧客の業務システムを支えるIT基盤の設計・開発から保守、またデータセンターを活用してのシステム運用まで、ITインフラの構築・運用に関するITサービスの提供を行う事業

なお、「その他」には国内各支社における推進事業に対応し、日本国内の地域拠点における一般企業向けのITサービスの提供を行う事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	流通・製造 ソリューション 事業	金融・ERP ソリューション 事業	グローバル ソリューション 事業	プラット フォーム ソリューション 事業	その他	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高								
(1) 外部顧客への 売上高	25,554	18,703	9,894	34,734	4,701	93,589	—	93,589
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	126	184	127	2,861	11	3,311	△3,311	—
計	25,681	18,888	10,022	37,595	4,713	96,901	△3,311	93,589
セグメント利益 又は損失(△)	846	216	1,086	1,975	△119	4,004	△403	3,601

(注) 1 セグメント利益の調整額△403百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	流通・製造 ソリューション 事業	金融・ERP ソリューション 事業	グローバル ソリューション 事業	プラット フォーム ソリューション 事業	その他	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高								
(1) 外部顧客への 売上高	8,029	6,284	3,786	11,357	1,513	30,971	—	30,971
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	80	49	68	950	6	1,155	△1,155	—
計	8,110	6,333	3,855	12,307	1,519	32,126	△1,155	30,971
セグメント利益 又は損失(△)	246	93	385	580	△28	1,277	△137	1,140

(注) 1 セグメント利益の調整額△137百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(リース取引関係)

当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当四半期連結会計期間において、四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないと認められるため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1,850.39円	1,847.95円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	34.66円	1株当たり四半期純利益	43.44円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	34.62円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	43.36円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,731	2,170
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,731	2,170
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	49,953,852	49,958,134
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	56,787	91,485
(うち新株予約権)(株)	(56,787)	(91,485)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	18.87円	1株当たり四半期純利益	12.59円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	18.84円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	12.56円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	942	628
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	942	628
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	49,953,657	49,958,637
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	70,346	109,811
(うち新株予約権)(株)	(70,346)	(109,811)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成22年10月28日開催の取締役会において、平成22年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

- ① 配当金の総額 803百万円
- ② 1株当たりの金額 16円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月1日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月 5日

住商情報システム株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村 尾 裕 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 勝 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住商情報システム株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住商情報システム株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間から「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月10日

住商情報システム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 尾 裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 勝 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住商情報システム株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住商情報システム株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【会社名】 住商情報システム株式会社

【英訳名】 Sumisho Computer Systems Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 中 井 戸 信 英

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役常務執行役員
財務経理・リスク管理グループ長(CFO) 福 永 哲 弥

【本店の所在の場所】 東京都中央区晴海1丁目8番12号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長中井戸信英及び当社最高財務責任者福永哲弥は、当社の第43期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。